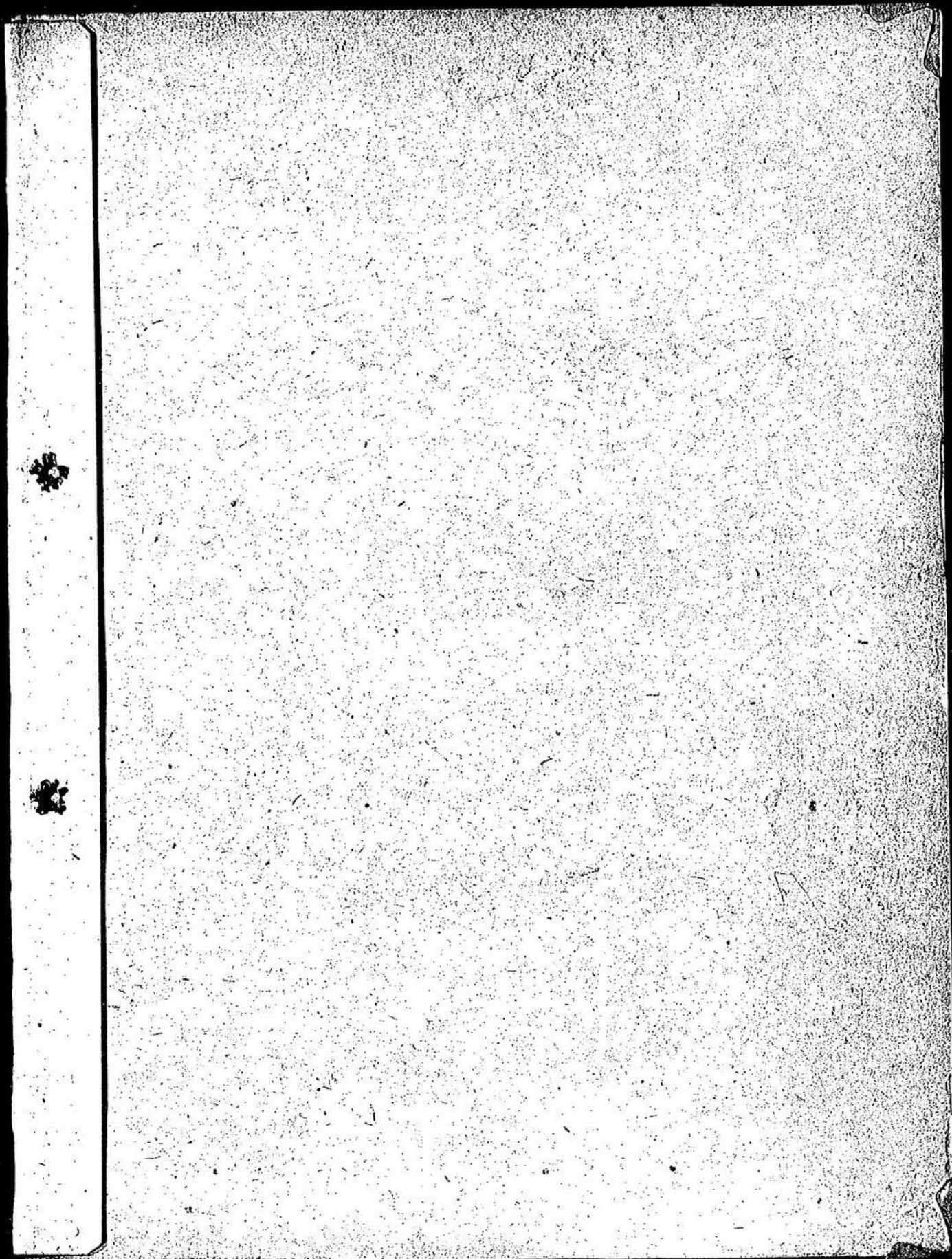




国立公文書館	
分類	持株
排架番号	3 B
	13-10
	Ⓔ 2015



受 取 證

一金貳百貳拾萬四千貳百九拾六圓五拾四錢也

但し日本電信電話工事株式會社舊所有財産のうち動産の譲渡代金中利子相當額として昭和二十三年十月二十九日附請求した金額

右正に受取りました

昭和二十四年三月 日

特殊會社整理委員會

委員長 笹 山 忠 夫

支 出 官

逓信省資材局長 肥 爪 龜 三 殿

昭和二十三年十月二十八日

待休會社整理委員會

委員長 笹山 忠夫

逓信大臣 滝 旗 徳 彌 殿

昭和二十二年七月三十一日附貴省と弊委員會との間に締結した契約書第四條第二項の規定に基  
く日本電信電話工事株式會社譲渡不動産の對價の内譲渡期日から對價の支拂期日迄の期間の利  
子相當額は左記の通り決定しましたから御通知申上げます。

記

一金貳百拾九萬七千貳百七拾貳圓七拾九錢也

（以下略）

以 上

裏面白紙



請 求 書

一、金貳百貳拾萬四千貳百九拾六圓五拾四錢也  
廿金貳百拾九萬七千貳百七拾貳圓七拾九錢也

但し貴省及弊委員會との間に昭和二十二年七月三十一日付締結した  
契約書に基き昭和二十三年三月二十二日付貴省發行物品受領證「内  
第七一九號」に依る日本電信電話工事株式會社旧所有財産の内動産  
の譲渡代金中利子相當額

右請求致します。

昭和二十三年十月二十九日

持株會社整理委員會

委員長 笹 山 忠 夫

逕信大臣 岸 旗 徳 齋 殿

裏面白紙

受領 贈  
一、金貳百拾萬四千貳百九拾六圓五拾四錢七分  
下金貳百拾九萬七千貳百七拾貳圓七拾九錢也

但日本電信電話工事株式會社舊所有動産の譲渡代金中譲渡期日より支拂期日迄の期間について年六分五厘の割合で計算した利子相当額として昭和二十三年十月二十九日付請求した金額右正に受取りました。

昭和二十三年 月 日

持株會社整理委員會  
委員長 笹山 忠 夫

支出官  
逓信省資材局長 肥 爪 龜 三 殿

裏面白紙

参 考

1. 元金に當る代金總額      三九四四一〇四六圓九五錢の内  
 二五〇〇〇〇〇〇圓      内 拂  
 二五〇〇〇〇五      一四四四一〇四六圓九五錢 殘額拂で完済

2. 利息算出方法

元 金 (圓以下列捨)	期 間	日 數	率	數
39,441.046	22.7.31 - 23.3.31	245		9,663,056,270
14,441,046	23.4.1 - 23.10.5	188		2,714,916,648
	(%)	(H)		12,377,972,918
12,388,972,918 x 6.5 ÷ 365				= 2,204,296.54



昭和二十三年十月二十七日

持株會社整理委員會

委員長 笹山忠夫

逓信大臣 降旗徳爾殿

昭和二十三年七月三十一日付賣省と弊委員會との間に締結した契約書第四條第二項の規定に基く日本電信電話工事株式會社讓渡不動産の對價の内讓渡期日から對價の支拂期日たる本月二十九日迄の期間についての利子相當額は左記の通り決定しましたから御通知申し上げます。

記

金四拾壹萬五千七百四拾六圓參拾九錢也

尙ほ元金に當る不動産對價金五百拾壹萬九千六百八拾四圓四錢也については既に昭和二十三年三月二十九日付弊狀を以て通知済であります。

従つて不動産の對價は總計金五百五拾參萬五千四百參拾圓四拾參錢となります。

裏面由紙





請 求 書

一 金四拾壹萬五千七百四拾六圓參拾九錢也

但し貴省及弊委員會との間に昭和二十二年七月三十一日付締結した契約書に基き昭和二十三年三月二十二日付貴省發行物品受領證「内第七一九號」に依る日本電信電話工事株式會社舊所有財産の内不動産の讓渡代金中利子相當額

右請求致します。

尚ほ右の元金に相當する金五百拾壹萬九千六百八拾四圓四錢也については昭和二十三年三月二十九日付弊狀を以て請求済であります

昭和二十三年十月二十八日

持株會社整理委員會

委員長 笹 山 忠 夫

逓信大臣 降 旗 徳 淵 殿

裏面用紙



受 領 證

金五百拾壹萬五千四百拾圓四拾參錢也

但日本電信電話工事株式會社舊所有不動産の譲渡代金として昭和二十三年三月二十九日附請求した

金五百拾壹萬九千六百八拾四圓四錢也

並に右に對する譲渡期日たる昭和二十二年七月三十一日より支拂期日たる昭和二十三年十月二十九日迄の期間について年六分五厘の割合で計算した利子相當額として昭和二十三年十月二十八日附請求した。

金四拾壹萬五千七百四拾六圓參拾九錢也

總との合計額

右正に受取りました。

昭和二十三年十月二十九日

持株會社整理委員會

委員長 笹 山 忠 夫

支 出 官

逓信省總務局長 大 野 勝 三 殿

受 取 証

一金壹千四百四拾四萬壹千四拾六圓九拾五錢也

但し日本電信電話工事株式會社舊所有助産の譲渡代金として昭和二十三年三月二十九日附  
請求した金參千九百四拾四萬壹千四拾六圓九拾五錢也の最終支拂金

右正に受取りました

昭和二十三年十月 日

持株會社整理委員會

委員長 笹山 忠 夫

支 出 官

逓信省資材局長 肥 爪 龜 三 殿  
其務

裏面白紙





(Translation)

1 June 1948

The Honorable Eiji Tomiyoshi,  
Minister of Communications.

Dear Sir:

We take pleasure in notifying you that we have, with the approval of SCAP, fixed as follows the prices of the properties stipulated in Article 4, Paragraph 1, of the Contract concluded on 31 July 1947 between your Ministry and this Commission with respect to the delivery of the movables and immovables of the Japan Telegraph and Telephone Construction Co., Ltd.:

Price of movables:	¥39,441,046.95
" " immovables:	5,119,684.04
Total	<u>¥44,560,730.99</u>

Yours respectfully,

(Tadao Sasayama)

Chairman,

Holding Company  
Liquidation Commission

裏  
面  
白  
紙

SCAP承認  
副  
回  
要  
告  
議

翻譯  
議

急

書

第 1170 號  
起案 昭和 23 年 3 月 26 日  
決裁 昭和 23 年 3 月 29 日  
備考

委員長	常務委員	關係	所管	部課長	部	課	係
一 日本電信電話工事株式会社の 遷移省へ移管通信業務用 財産の評價に関する件			企業第一	部	課	係	
一九四七年三月二十五日附連合軍最高司令官の 日本政府に対する勸告書第一九八〇号及び 同年四月十日附持株会社整理委員会に対する 指示ノートの指示に基き日本電信電話 工事株式会社の通信建設工事業務 並びに通信業務用財産(流動資産)							

秘書課長  
文書課長  
持株会社整理委員会

23

裏面白紙

書 議 回

並に不動産は今年七月三十一日附を以て逓信  
 省に移管された。じありますが、たゞ逓信業  
 務用財産の移管は、令書や三系、三項  
 並に合ノート、一系、三項の指示に基き  
 当委員会が日本電信電話工事株式會社  
 より右の財産を一應譲渡受け、七当委員会  
 により逓信省へ譲渡するの形式に依り、当  
 委員会と逓信省の間に右に關する契約  
 七月三十日附組織令、三十一日附を以て  
 移管が実施された。じあります。  
 仍し左契約が四系に基き右の譲渡財産  
 に對する価格決定のため、当委員会が

持株會社整理委員會

裏面白紙

書 議 回

持株會社整理委員會

鑑定評価中でありましたが、此の程次の通り  
評価額の算出をいたしました。即ち承認を  
仰ぐ度存じます。  
追印に、評価は、前述の覽書に示すの通り  
指示に基づき、企業再建整備法に基づき、  
の評価額に關する認許可基準に従って行  
たものがあります。

一 譲渡運信業務用財産

評価額總計 千四百五十六萬七千九百九十九円

内 不動産 千九百六十四萬零

法 動産 金 三九、四四一、四六九、七五九円

裏面白紙



書 議 回

一

二

持株會社整理委員會

評価額計 四四、五七〇、三〇九、九九

評価額計 一三〇、五三〇、三三九

二、  
不動産  
流動産

評価別別紙

以上

( )

15

裏面白紙





0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 3

めくられず

裏面白紙

議 書 回 議 書

種 別	工 事 用 機 械		検 査 用 機 器		器 具		工 事 材 料		什 器		消 耗 品		事 務 用 圖 書		計	
	帳簿債額	評價債額	帳簿債額	評價債額	帳簿債額	評價債額	帳簿債額	評價債額	帳簿債額	評價債額	帳簿債額	評價債額	帳簿債額	評價債額	帳簿債額	評價債額
本 社	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三
東 京 支 店	六六六六六	六六六六六	六六六六六	六六六六六	六六六六六	六六六六六	六六六六六	六六六六六	六六六六六	六六六六六	六六六六六	六六六六六	六六六六六	六六六六六	六六六六六	六六六六六
工 作 場	五五五五五	五五五五五	五五五五五	五五五五五	五五五五五	五五五五五	五五五五五	五五五五五	五五五五五	五五五五五	五五五五五	五五五五五	五五五五五	五五五五五	五五五五五	五五五五五
工 事 現 場	四四四四四	四四四四四	四四四四四	四四四四四	四四四四四	四四四四四	四四四四四	四四四四四	四四四四四	四四四四四	四四四四四	四四四四四	四四四四四	四四四四四	四四四四四	四四四四四
大 阪 支 店	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三
名 古 屋 支 店	二二二二二	二二二二二	二二二二二	二二二二二	二二二二二	二二二二二	二二二二二	二二二二二	二二二二二	二二二二二	二二二二二	二二二二二	二二二二二	二二二二二	二二二二二	二二二二二
廣 島 支 店	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
熊 本 支 店	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
仙 台 支 店	九九九	九九九	九九九	九九九	九九九	九九九	九九九	九九九	九九九	九九九	九九九	九九九	九九九	九九九	九九九	九九九
札 幌 支 店	八八八	八八八	八八八	八八八	八八八	八八八	八八八	八八八	八八八	八八八	八八八	八八八	八八八	八八八	八八八	八八八
金 澤 出 張 所	七七七	七七七	七七七	七七七	七七七	七七七	七七七	七七七	七七七	七七七	七七七	七七七	七七七	七七七	七七七	七七七
長 野 出 張 所	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六
松 山 出 張 所	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五
計	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三

特 殊 合 社 整 理 委 員 會

特 殊 合 社 整 理 委 員 會



書 議 回

備考

一、本件の評価は、大正七年三月十五日附連合算  
 最高司令官の遺書指示に依り、企業  
 再建準備法に基き、資産の評価換上<sup>カ</sup>に關する  
 認可基準に副ひ在記に依りて評価した  
 ことあります。

二、不動産の評価は、債信者への財産譲渡日  
 (昭和二十二年七月三十一日)現在、帳簿価額を  
 評価額としました。即ち、当社、最終決算  
 確定日(昭和二十二年三月三十一日)現在、帳簿価額に  
 在記の価額を加算したものが、  
 三、最終決算確定日より譲渡日(七月三十一日)

持株會社整理委員會



裏面白紙

1 : 25

書 議 回

一、造、不動産増加額

四、不動産取得税未処分、不動産に付しては

不動産取得税相当率(4分の3)三十三

三、流、不動産に附帯の工作物は評価外としました

三、流、不動産の評價は譲渡日(七月三十一日)現在の

の公定価格又は協定価格をその価格の示し

ものは類似品の右の価格による適当なる

見積取得価格を基準とししを記し依り

計算出した

四、工事材料は未使用品でありますので

大体公定価格により破損・変敗算の

ものに付してはとる程度に應じ適当の

持株會社整理委員會

裏面白紙

書 議 回

控除をいたしました。

四、工事材料以外ノ流動財産部ト、工事材料、  
材料器具、什器、消耗品は、新品、中古品が  
大体半々ト推定し、前項ノ算定価格ノ  
七五%を基準とし、適当ノ評価を行  
つました。

三、事務用書籍は帳簿価格を評価額ト  
計上いたしました。

四、帳簿外ノ資産は評価外とし、計上され  
ておりません。

以上

持株會社整理委員會

裏面白紙

Heic, No. 264

昭和 年 月 日

昭和三十七年四月二十一日

持株會社整理委員會

電話號碼(五)三三七〇一

22

1. Reference is made to the following document;

SCAP No. 698

RECEIVED

(1). SCAP memorandum A-67 (07 (25 March 1947) CCSC (SCAP in 1580) dated 25 March 1947, Subject: Liquidation of ITC and JT & T.

(2). Notes for H.C.C.C. from C.C.S, G.W.G., SCAP dated 10 April 1947, Subject: Liquidation of ITC and JT & T.

15

Stamp

裏面白紙

昭和 年 月 日

東京都千代田区幸町三丁目一番地  
持株會社整理委員會  
電話掛號(前)三七八〇一二番

又右の通り申す並にトノ一止の指しを定めて  
 此手は會合は日本電信電話工業株式會社  
 の通信業務申込資産(流動財産)並にト  
 不動産(モ合此より譲受け)昭和二十二年七月  
 三十一日附を以て譲渡信令へ譲渡したるが  
 ありまざるが、~~譲渡~~譲渡の指しに依りて  
 會合と譲渡信令との譲渡契約に基き  
 譲渡財産ト計す、評價額の算出を見  
 ましたるが、即ち譲渡財産と見ます。

3. 遂に右の通りなる所定の譲渡事業に入るに  
 此の頃の指しに基き、企業再建準備法に  
 基き、譲渡の評價額に關する、認可基準

裏面白紙



昭和 年 月 日

に從つてまうじありまう

記

譲渡通信業務用財産評価額

帳簿価額	評価額
不動産	五、二九、六八〇、〇〇
流動財産	三、九四、四一〇、四六
計	九、二四、〇九〇、四六

二存内訂別表

備考

一 〇

東京都千代田区内幸町三丁目二番地

持株會社整理委員會

電話掛號(五)三七八〇一二番

裏面白紙

書 議 回

計	松山	金澤出張所	仙台	熊本	広島支店	大阪支店	知事支店	本社	所在地	譲渡不動産評価額	建物	計	備考
一、一七〇、〇一四	二四、一三三	三五、四三三	三九、一五七	六二、四一〇	三五、八四四	九四、八一七	〇	五三、五八八	土地	九三、 一、五四三、 九、六六〇、 八、二〇七、 九、七八五、 〇、一	三、九四九、 六、六九五、 五、二九六、 八、四〇四	三、九四九、 六、六九五、 五、二九六、 八、四〇四	帳簿価格 以外評価額 トシタモ トシタモ 帳簿価格 以外評価額 トシタモ トシタモ 帳簿価格 以外評価額 トシタモ トシタモ
四五	六五	六四	〇〇	三七	九〇	九六		九三	建物	一、五四三、 九、六六〇、 八、二〇七、 九、七八五、 〇、一	三、九四九、 六、六九五、 五、二九六、 八、四〇四	三、九四九、 六、六九五、 五、二九六、 八、四〇四	帳簿価格 以外評価額 トシタモ トシタモ 帳簿価格 以外評価額 トシタモ トシタモ

持株會社整理委員會

裏面白紙

書 議 回

項目	譲渡流動財産		中用品		計
	帳簿価格	評価額	帳簿価格	評価額	
本社	四、五九、九二〇	二、九八、八八〇	四、三七、三二七	四、四一、八〇〇	(注) 帳簿価格計 二、九八、八八〇 二、九八、八八〇
東京支店	三、八、九〇七	一、四三、八二一		三、八、九〇七	(注) 帳簿価格計 三、八、九〇七 三、八、九〇七
工作場	四、五、三六〇	二、九、五七六	三、四、一〇〇	三、八、三三〇	(注) 帳簿価格計 三、四、一〇〇 三、四、一〇〇
工事現場	六、三〇、六八四	二、九、五八八	六、三、七〇〇	二、八、九二〇	(注) 帳簿価格計 二、八、九二〇 二、八、九二〇
大阪支店	三、七、四八二	一、〇、五〇一	五、四、一八〇	九、三、四三六	(注) 帳簿価格計 五、四、一八〇 五、四、一八〇
知多支店	四、三、一七四	三、九〇、三三〇	一、四、九〇六	三、八、三三〇	(注) 帳簿価格計 三、八、三三〇 三、八、三三〇
元島	二、四、七、五三三	一、〇、五、八八四	一、〇、二、七八八	三、五、〇、七五〇	(注) 帳簿価格計 一、〇、二、七八八 一、〇、二、七八八
熊本	三、八、六、八六四	一、六、四、八七〇	五、四、六一七	二、五、六、三三〇	(注) 帳簿価格計 二、五、六、三三〇 二、五、六、三三〇
仙台	一、〇、四、九、九三〇	二、六、九、一八八	三、三、六、四七五	四、八、八、三三〇	(注) 帳簿価格計 三、三、六、四七五 三、三、六、四七五
					(注) 帳簿価格計 三、三、六、四七五 三、三、六、四七五

譲渡流動財産 評価額

中用品 評価額

計

持株會社整理委員會

裏面白紙

書 議 回

計	松山出張所	長野出張所	金沢出張所	札幌支店
二、二七、九五七、九五	一三、六九〇、〇〇	七、三二七、〇〇	二、三九八、三〇	一四、四七六、八〇
三、四〇、八八、八七、五五	七、三三三、五〇	一、三三六、九八〇、一一	五〇、九八〇、五一	二、四、八九七、七九
八、二四、三八〇、五四	三九、二四〇、〇〇	四、八二四、〇〇	三、七四〇、〇〇	八、一七六、〇〇
五、三、五、六、六、四	四、五、二、三〇、七〇	五、二、五、七、七〇	五、四、八〇、〇〇	一、二、三、五、八、五、七
(三、九、三、三、八、四、九)	(一、一、七、四、三、〇、〇)	(一、三、一、四、一、〇、〇)	(一、四、一、三、八、三、〇)	(七、七、三、五、八、五、七)
				(三、三、六、五、二、八、〇)
				(五、六、四、六、〇、五、一)
				(一、四、一、三、八、三、〇)
				(一、三、一、四、一、〇、〇)
				(一、一、七、四、三、〇、〇)
				(五、二、五、七、七、〇)
				(四、五、二、三〇、七〇)
				(三、九、二、四〇、〇〇)
				(四、八、二、四〇、〇〇)
				(五、四、八〇、〇〇)
				(五、二、三、五、八、五、七)
				(一、二、三、五、八、五、七)
				(八、一、七、六、〇、〇)
				(二、四、八、九、七、七、九)
				(二、四、四、七、六、八、〇)

持株會社整理委員會

裏面白紙



請 求 書

一 金 參 千 九 百 四 拾 四 萬 壹 千 四 拾 六 圓 九 拾 五 錢 也

但 貴 省 及 弊 委 員 會 ト ノ 間 ニ 昭 和 二 十 二 年 七 月 三 十 一 日 附 締 結 シ タ 契 約 書

ニ 基 キ 昭 和 二 十 三 年 三 月 二 十 二 日 附 貴 省 發 行 物 品 受 領 證 「 丙 第 七 一 九 號 」

ニ 依 ル 日 本 電 信 電 話 工 事 株 式 會 社 舊 所 有 財 産 ノ 內 動 産 ノ 讓 渡 代 金

右 請 求 致 シ マ ス

昭 和 二 十 三 年 三 月 二 十 九 日

持 株 會 社 整 理 委 員 會

委 員 長 笹 山 忠 夫

遞 信 大 臣 富 吉 榮 二 殿

裏 面 白 紙



謝 求 書

一 金五百拾壹萬九千六百八拾四圓四錢也

但貴省及弊委員會トノ間ニ昭和二十二年七月三十一日付締結シタ契約書

ニ基キ昭和二十三年三月二十二日付貴省發行物品受領證「内第七一號」

ニ依ル日本電信電話工事株式會社舊所有財産ノ内不動産ノ讓渡代金

右請求致シマス

昭和二十三年 三月二十九日

持株會社整理委員會

委員長 篠山 忠 夫

逓信大臣 富 吉 榮 二 殿

裏面白紙



受 領 證

一 金貳千五百萬圓也

但日本電信電話工學株式會社舊所有助産ノ讓渡代金トシテ昭和二十三年

三月廿九日附請求シタ金參千九百四拾四萬壹千四拾六圓九拾五錢也ノ

第一回内掛金

右正ニ受取リマシタ

昭和二十三年 三月三十一日

持株會社整理委員

委員長 笹 山 忠 夫

支 出 官

逓信省資材局長 林 一 郎 殿

裏面白紙

書 議 回

<p>持株會社整理委員會</p>	<p>同月同日</p>	<p>同月同日</p>	<p>同月同日</p>	<p>同月同日</p>
------------------	-------------	-------------	-------------	-------------

持株會社整理委員會

( )

裏面白紙



書 議 回

札 本 支 店	一四、四六〇	六四、一八九	一、七六〇	一、七六〇	七、七六〇
倉 庫 出 張 所	一、七六〇	五、九一〇	二、七四〇	五、九一〇	五、九一〇
長 野 出 張 所	七、七六〇	一、三六〇	四、一三〇	五、九一〇	一、四〇〇
松 山 出 張 所	一、三六〇	七、七六〇	三、九一〇	四、一三〇	一、四〇〇
川 崎	六、七六〇	二、七四〇			

持株會社整理委員會

裏面白紙





書 議 回

所在地	数量	帳簿価額	評価額
本社	四九八〇七		五三九、八八九
名古屋支店	二七、二		九四、八一七
大塚支店	二七、二		二、八四四
豊本	一、五		六、四一〇
仙石	三、八		三九、七五〇
金沢出張所	七、六		三、四〇三
松山出張所	一〇、五		二、四一三
計	六〇、七		一、一〇〇、〇〇〇

持株會社整理委員會

裏面白紙

書 議 回

所在地	種別	数量	延坪数	評価額	原簿価額
本 社	事務所	二棟	三〇・一〇	九一、七四三、九六六・八	
名古屋支店	事務所	三棟	一、七八五	三、五三三、七九三・五	
大阪 支店	事務所	四棟	五、四一四・三	七、五、九、九、九	
鹿島	倉庫	四棟	二、五五九・〇	三、〇三三、六三九・三	
熊本	住宅	一	四、八九〇	二、一三三、四一七・三	
仙居	事務所	一	一、五〇〇	九、八八八、八六六・〇	
金沢出張所	住宅	三	一、六九九	二、九七五、三三三・〇	
松山	事務所	一	二、五三三	一、七五五、六六八・〇	
計				四、三九六、八三三 三、九四九、六三九・九	

持株會社整理委員會

裏面白紙

受渡財産種別区域別内訳調査 (統括)

所在地	種別	工場用品	庫中用品	計
本社	東京支社	10000000	10000000	20000000
○	工場	10000000	10000000	20000000
○	工場現場	10000000	10000000	20000000
N	大阪支店	10000000	10000000	20000000
V	名古屋支店	10000000	10000000	20000000
V	広島支店	10000000	10000000	20000000
○	熊本支店	10000000	10000000	20000000
V	仙台支店	10000000	10000000	20000000
V	札幌支店	10000000	10000000	20000000
V	金澤出張所	10000000	10000000	20000000
V	長野出張所	10000000	10000000	20000000
計		100000000	100000000	200000000

所在地	種別	工場用品	庫中用品	計
松山出張所	工場用品	10000000	10000000	20000000
計		10000000	10000000	20000000

39,448,046.95  
 86,745,69  
 23,695,64

193.552.91  
 175,329.50

裏面白紙

受渡財産種類別區域別内詳調査

1

三〇九五七六三二六

種別	工學用機械	検査用機械	器具	工學材料	計
本社	1,000,000	2,000,000	1,000,000	1,000,000	5,000,000
東京支店	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
工場	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
工務現場	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
大阪支店	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
名古屋支店	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
廣島支店	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
盛本支店	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
仙台支店	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
札幌支店	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
金澤出張所	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
長野出張所	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000

計	松山出張所	松山出張所	松山出張所	松山出張所	松山出張所	松山出張所
1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

3,991,662.90

3,053,546.47

2,611,040.18

裏面白紙







受渡財産種類別區域別帳簿價格内詳調書

(一)

所在種別	工専用機械	検査用機器	器具	工事材料	計
本社	11111111 00	222222 00	333333 00	444444 00	555555 00
東京支店	666666 00		777777 00	888888 00	999999 00
工作場	101010 00		111111 00	121212 00	131313 00
工事現場	141414 00		151515 00	161616 00	171717 00
大阪支店	181818 00		191919 00	202020 00	212121 00
名古屋支店	2222 00		2323 00	2424 00	2525 00
廣島支店	2626 00		2727 00	2828 00	2929 00
熊本支店	3030 00		3131 00	3232 00	3333 00
仙台支店	3434 00		3535 00	3636 00	3737 00
札幌支店	3838 00		3939 00	4040 00	4141 00
金澤出張所	4242 00		4343 00	4444 00	4545 00
長野出張所	4646 00		4747 00	4848 00	4949 00
計	5050 00	5151 00	5252 00	5353 00	5454 00

松山出張所	5555 00	5656 00	5757 00	5858 00	5959 00	6060 00
計	6161 00	6262 00	6363 00	6464 00	6565 00	6666 00

裏面白紙

受渡財産種類別區域別帳簿價格内詳調書

(11)

所在別	種別	什器	消耗品	事務用圖書	計
本社		¥8,500.00	¥1,000.00	¥200.00	¥9,700.00
東京支店					
工 作 所		¥5,100.00			¥5,100.00
工 事 現 場		¥200.00	¥500.00		¥700.00
大 阪 支 店		¥5,000.00			¥5,000.00
名 古 屋 支 店		¥5,000.00	¥100.00		¥5,100.00
廣 島 支 店		¥2,000.00	¥1,000.00		¥3,000.00
熊 本 支 店		¥1,000.00			¥1,000.00
仙 台 支 店		¥5,000.00	¥500.00		¥5,500.00
札 幌 支 店		¥200.00	¥200.00		¥400.00
金 澤 出 張 所		¥200.00			¥200.00
長 野 出 張 所		¥1,000.00			¥1,000.00
		¥28,800.00	¥1,500.00	¥200.00	¥30,500.00

松山出張所	¥1,000.00	¥100.00			¥1,100.00
計	¥28,800.00	¥1,500.00	¥200.00		¥30,500.00

裏面白紙

日本電信電話工事株式会社引継財産評価基準

日本電々の遞信省への引継財産評価は左記の基準より算定する

一 不動産

昭和二十二年三月三十一日（最終決算確定日）の帳簿価格に左の二項の価格を加算す

(一) 昭和二十二年七月三十一日引継日迄の不動産増加額を加算す

(二) 不動産取得税未拂分のある不動産については千分の三十三（不動産取得税相当率）を加算す

二 動産

(一) 引継日現在の公定価格、協定価格により評価し右価格のないものは適當なる取得し得べき見積価格により算定する

(二) 工事材料以外の物品は前項の算定価格の約七五%を評價額とする



日本電信電話工事株式会社引継財産評價基準

日本電々の逓信省への引継財産評價は左記の基準より算定する  
不動産

昭和二十二年三月三十一日（最終決算確定日）の帳簿価格に左の二項の価格を加算す

- (一) 昭和二十二年七月三十一日引継日迄の不動産増加額を加算す
- (二) 不動産取得税未拂分のある不動産については千分の三十三（不動産取得税相当率）を加算す

不動産

- (一) 引継日現在の公定価格、協定価格により評價し右価格のないものは適當なる取得し得べき見積価格により算定する
- (二) 工事材料以外の物品は前項の算定価格の約七五%を評價額とする

引継日  
昭和二十二年七月三十一日  
引継日迄の不動産増加額  
千分の三十三

裏面白紙

昭和二十三年三月十日現在

信有務  
不動産内譯明細書

日本電信電話工事株式会社

45

裏面白紙

不動産内訳明細書続

區	地	取得價格	帳簿價額	差額
土	地	一、一六三、七七九、五七 月	一、一七〇、〇一四、 月	〇 月
建	物	四、〇五七、一五三、九	三、九四九、六六九、 月	一、九三三、四九八、五
計		五、一六八、四九八、六	五、一一九、六八四、 月	一、九三三、四九八、五

裏面白紙

土地内訖明細書

○印不動産取得税未拂分

所 在	公簿坪數	實測坪數	取得價格	帳簿價格
○ 東京都港区芝浦一ノ二ノ一	四一八三三	四一八三三	四四八八〇	四四八八〇
○ 東京都江東區深川平井町三	七九八三四	七九八三四	八四三三四	八七〇一〇
○ 大阪市北區中之島七ノ一八	二七六六六	二七六六六	九四八一七	九四八一七
○ 松山市紙屋町二六	一〇五五一	一〇五五一	二五三三三	二五三三三
○ 廣島市仁保町字丹那	九〇〇〇	九〇〇〇	二五八四四	二五八四四
○ 熊本市南新坪井町四九	六五二八	六五二八	二九六三三	二九六三三
○ 佐世保市天満町三七	九六八八	九六八八	三三八〇〇	三三八〇〇
○ 金澤市西町四番丁一七	六三〇七	六三〇七	三〇七九一	三〇七九一
○ 金澤市又五郎町三六ノ四	一三七六	一三七六	三五〇〇	三五〇〇
○ 仙台市東二番町五五ノ一	三八一五一	三八一五一	三九〇〇〇	三九〇〇〇
計	六〇七六〇	六〇七六〇	一六六三三九	一六六三三九

裏面白紙



○印不動産取得税未拂ノ分

所在	用途	構造	公簿坪数	實測坪数	取得価額	帳簿價格
東京都港区芝浦 一ノ二ノ一	事務所	木造瓦葺三階建三棟	六〇五八九	六〇五八九	11,720,000	八九二五五六
	荷役場	木造セメント波子葺平家一棟	六八〇〇	六八〇〇		
	寮	木造瓦葺二階建一棟	一八〇〇〇	一八〇〇〇	2,970,589	2,073,973
	社宅	木造瓦葺平家一棟	一五二五	一五二五		
	車庫	木造瓦葺二階建一棟	四八一三	四八一三	1,850,000	1,524,000
	事務所	木造瓦葺二階建一棟	四九三〇	四九三〇	9,024,506	5,815,341
	倉庫	木造瓦葺平家一棟	二八九五〇	二八九五〇	1,988,877	1,568,748
	倉庫	木造瓦葺平家一棟	七〇〇〇	七〇〇〇	4,988,555	6,371,311

所在	用途	構造	公簿坪数	實測坪数	取得価額	帳簿價格
東京都大田區新井 宿二ノ一六三二	寮	木造瓦葺二階建一棟	五八八七	五九六〇	3,088,400	2,254,520
東京都葛飾區鎌倉 町二六六	事務所	木造瓦葺平家一棟	四三五〇	八三五〇	3,526,000	3,496,346
東京都港区二本榎 西町三ノ四	事務所	木造瓦葺平家一棟	三〇〇〇	三〇〇〇	3,035,000	3,124,550
東京都上高井戸四 ノ一〇五四	事務所	木造瓦葺平家一棟	一七五〇	一七五〇	1,377,330	1,523,490
倉庫	倉庫	倉庫	一七五〇	八八〇〇	3,684,950	1,286,670
事務所	事務所	ル・ヒソグ葺板葺一棟	八七五	八七五		
寮	寮	寮	八三五〇	八三五〇	3,501,000	3,617,238
風呂場	風呂場	一棟	三〇〇	三〇〇	3,529,885	3,439,935
名古屋市中大磯浦 六ノ二	寮	木造瓦葺三階建一棟 外倉庫、車庫各一棟	一七八五〇	一七八五〇	3,529,885	3,439,935
大阪市北區中之島 七ノ一八	事務所	木造瓦葺三階建一棟	一五八六一	一九〇四七	4,723,753	3,496,699

裏面白紙



○	布施市大字岸田堂六四三	倉庫	總瓦葺二階建一棟	三三三〇〇	三三四三〇	二八八七〇五九	一四九八七〇一
○	廣島市仁保町字丹那	寮	木造瓦葺二階建一棟 外物置一棟	四二一〇	二二一〇	二四一五九二六	二四九三九一
○	廣島市仁保新築地乙一〇八	倉庫	木造瓦葺二階建一棟	七九〇〇	七九〇〇	一一六八〇〇〇	一一五三四九五
○	熊本市南新坪井町四九	寮	木造瓦葺二階建一棟	四七九〇	四七九〇	二〇九二六五〇	二二三四一五八
○	仙臺市東一番町五五ノ一	事務所	木造瓦葺平家一棟	四四三〇	四四三〇		八三三六二五
○	仙臺市靈屋下町一〇	倉庫	木造瓦葺平家建一棟	四〇〇〇	四〇〇〇	七九二九八〇六	九二九九八
○	仙臺市靈屋下町一〇	宿直室	木造瓦葺平家建一棟	一〇〇〇	一〇〇〇		一六〇六〇四
○	金澤市西町四番丁一七ノ一六	社宅	木造瓦葺二階建一棟	三二〇〇	三二〇〇	一〇三三〇三〇	一〇三三〇三〇

○	金澤市西町四番丁一七ノ一七	社宅	木造瓦葺二階建一棟	三三九〇	三三九〇	一五三〇〇〇〇	一五三〇〇〇〇
○	金澤市又五郎町三六ノ四	社宅	木造瓦葺二階建一棟	二五二九	二五二九	七五〇〇〇	七五〇〇〇
○	松山市紙屋町二六	事務所	木造瓦葺平家建一棟	二五一一	二五一一	一七〇一五三〇	一七〇一五三〇
○	吳市東愛宕町四二	寮	木造瓦葺二階建一棟	三三〇〇	三三〇〇	二五八〇〇〇〇	二五八〇〇〇〇
○	廣島市仁保町新築地乙一〇八	車庫	木造瓦葺平家建一棟	二二〇〇	二二〇〇	九九五〇〇〇	九九五〇〇〇
○	計			三三六六〇	三三六六〇	四〇〇七二五	三九四九六九九

裏面白紙

昭和二十二年九月十七日

不動産評價資料圖誌

日本電信電話工業株式會社

裏面白紙

不動産評價資料調査

區別	帳簿價額	最低評價額	差額
土地	一、二二一、二七三、九一	四四四、五五二、一七四	三、二三四、二四八、八三
建物	三、七二四、三〇四、二一	三二、三一、九八四、六二三	一、八、五九五、六四三、〇二
計	四、九四五、五七七、一三	二、六、七、六、五、三、六、七、九、七	二、一、八、二、九、八、九、〇、八、五

(備考)

評價基準

一、最近新築若ハ購入シタルモノハ帳簿價額ニ目ス  
 前項以外ノモノハ時價ヲ斟酌シ廉價ニ評價ス

裏面白紙



不動産（土地）評価資料調査

所	在	公積地減価償却率	帳簿価額	財産税	評価額	坪単価	最低評価額
東京都港区芝浦一ノ三ノ一		79.85%	1,183,000	11,183,000	2,000,000	1,183,000	1,183,000
東京都墨田区平井町三ノ二		79.85%	798,000	7,980,000	3,037,000	3,037,000	3,037,000
大阪市北區中之島七ノ一八		77.66%	2,766,000	27,660,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000
松山市紙屋町二六		70.41%	1,041,000	10,410,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
広島市仁保町字丹那		70.00%	2,000,000	20,000,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
熊本市南新井町四九		70.00%	2,000,000	20,000,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
佐世保市天瀬町三七		70.00%	2,000,000	20,000,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
金澤市西町四番丁一七		70.00%	2,000,000	20,000,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
金澤市又五郎町三六ノ四		70.00%	2,000,000	20,000,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
仙台市東一番町三五ノ一		70.00%	2,000,000	20,000,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
計			11,183,000	111,830,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000

裏面白紙

不動産（建物）評價資料調査

所在地	用途	構造	公積金	築年	延床面積	評価額	対価率	対価率	対価率
東京都港区芝浦 一ノ二ノ一	事務所	木造瓦葺 階三棟	六〇五八九六〇	一九八九	二〇〇〇	1,000,000	100%	100%	100%
	事務所	木造瓦葺 階三棟	六〇五八九六〇	一九八九	二〇〇〇	1,000,000	100%	100%	100%
	事務所	木造瓦葺 階三棟	六〇五八九六〇	一九八九	二〇〇〇	1,000,000	100%	100%	100%
	事務所	木造瓦葺 階三棟	六〇五八九六〇	一九八九	二〇〇〇	1,000,000	100%	100%	100%
	事務所	木造瓦葺 階三棟	六〇五八九六〇	一九八九	二〇〇〇	1,000,000	100%	100%	100%
	事務所	木造瓦葺 階三棟	六〇五八九六〇	一九八九	二〇〇〇	1,000,000	100%	100%	100%
	事務所	木造瓦葺 階三棟	六〇五八九六〇	一九八九	二〇〇〇	1,000,000	100%	100%	100%
	事務所	木造瓦葺 階三棟	六〇五八九六〇	一九八九	二〇〇〇	1,000,000	100%	100%	100%
	事務所	木造瓦葺 階三棟	六〇五八九六〇	一九八九	二〇〇〇	1,000,000	100%	100%	100%
	事務所	木造瓦葺 階三棟	六〇五八九六〇	一九八九	二〇〇〇	1,000,000	100%	100%	100%

所在地	用途	構造	公積金	築年	延床面積	評価額	対価率	対価率	対価率
東京都港区芝浦 四ノ一〇	事務所	木造瓦葺 階三棟	六〇五八九六〇	一九八九	二〇〇〇	1,000,000	100%	100%	100%
	事務所	木造瓦葺 階三棟	六〇五八九六〇	一九八九	二〇〇〇	1,000,000	100%	100%	100%
	事務所	木造瓦葺 階三棟	六〇五八九六〇	一九八九	二〇〇〇	1,000,000	100%	100%	100%
	事務所	木造瓦葺 階三棟	六〇五八九六〇	一九八九	二〇〇〇	1,000,000	100%	100%	100%
	事務所	木造瓦葺 階三棟	六〇五八九六〇	一九八九	二〇〇〇	1,000,000	100%	100%	100%
	事務所	木造瓦葺 階三棟	六〇五八九六〇	一九八九	二〇〇〇	1,000,000	100%	100%	100%
	事務所	木造瓦葺 階三棟	六〇五八九六〇	一九八九	二〇〇〇	1,000,000	100%	100%	100%
	事務所	木造瓦葺 階三棟	六〇五八九六〇	一九八九	二〇〇〇	1,000,000	100%	100%	100%
	事務所	木造瓦葺 階三棟	六〇五八九六〇	一九八九	二〇〇〇	1,000,000	100%	100%	100%
	事務所	木造瓦葺 階三棟	六〇五八九六〇	一九八九	二〇〇〇	1,000,000	100%	100%	100%

原本不明瞭

裏面白紙





裏面白紙

SCAP承認

副報中不

著告請要

回覽

議書

起案	昭和22年8月1日
決裁	昭和22年8月5日
備考	22. 8. 5

決

秘書課長  
企畫課長

持株會社整理委員會

秘書記帳濟

22. 8. 5

56

委員長

監査委員

常務委員

關係

部課長

所管部長

監理部長

所管課長

監理部第四課長

係

森本

一、日本電信電話工事株式會社(持株會社)ノ電氣通信

建設工事ノ請負業務ノ通信省ヘノ移管完了ノ關係報告

一九四七年三月二十五日附連合軍最高司令官覽書ノ

趣旨ニソツテ、日本電々、電氣通信建設工事ノ請負業

務ヲ通信省ノ直轄トスルニソツテ、具體的措置ハ次ノ

順序ニソツテ行ハレタカ、七月三十一日ヲ以テ完了スルカ

ハ、六月一日、通信省電氣通信建設事務所カ新設サレ、

同事務所カ移管後、電氣通信建設工事ノ實行機關

トナラセ

裏面白紙

( 1 )

書 議 回

持株會社整理委員會

(二) 當社従業員中一九六名ハ六月六日附、三九〇名ハ七月一日附、

八七三名ハ八月一日附ヲ以テ、六月二日通信次官ハ會社従業員

員ニ提テ條件(別紙一参照)ヲ以テ通信省ニ轉採用せしメ、

當社ノ殘勢(要員ニ四名及ビ未復員ニ未歸還者四七名ニ

右ト同様ニ通信省ニ轉採用せしム事ヲ(別紙ニ参照)

(三) 通信省ハ引渡財産(動産、不動産ヲ含ム)ハ別回議

(翌四第四、九號)附議、七月二十日附委員會議決、第四十

二號ニシテ委員會議決、同別回議附議ノ契

約ニシテ、七月二十日、通信省ニ譲渡スル

(備考)

注、若、若、若

為社ハ企業再建整備計畫承認ノ日ヲ以テ解散ノ日トスル

裏面白紙



昭和 年 月 日

東京都千代田区内幸町三丁目一番地  
株會社整理委員會  
電話銀座(局)三七八〇一二番

(参考)

一、通信電氣通信施設等事務所、日本電報、本社の  
所在地 東京都港区芝浦一丁目二ノ一 設置

サレテ

二、通信者、特採用サレテ為社役員、本會、資金前

渡員更及心物品出内官更トシテ他用サレテ者ヲ除キ、

嘱託トシテソノ給与款ハ三月二十五日現在、会社ノ始

期ト同一款ナリ

特採用人員ニ對シ本格的措置トシテ、各個人ノ経歴、

会社ニ對シ地位並心勤勞期間ニ應ジテ、同人ノ及テ

ニ勤勞シテオケテハ、ホヘラレシメ賞与ヲ官更、在任者ノ

身分ヲ付スル

裏面白紙



三、引渡財産之因之遺信有日本電信トノ間ノ契約  
 譲渡財産(引渡財産ト同シ)之因之遺信有ト者亦  
 員會トノ間ノ契約ノ調印ハ、七月五日上日ニ了ス  
 四、引渡財産之因之調書ハ、同下為社ニオケテ作成中  
 行リ、八月末迄ノ予定ナリ  
 五、日本電信、従来迄ニテタテ請負工事ハ、七月五日上日  
 以テ打切竣工ト看做サレ、家賃等諸費用ハ、同下為社  
 請負工事ニ係リ、同下為社ニ由リ、同下為社ニ由リ、同下為社  
 同下為社ニ由リ、同下為社ニ由リ、同下為社ニ由リ、同下為社

第二〇五三(四)通郵規則  
 局長 田中 嘉吉 謹啓  
 昭和二十二年七月五日 東京

日 月 年 期 別

裏面白紙

承認 SCAP

不  
要  
請  
告  
副  
署

議

書

第 409 號  
昭和 28 年 7 月 22 日  
昭和 年 月 日  
備考

決

委員長

關 係

監督委員

常務委員

關 係

部 課 長

所 管 部 長

秘書課長  
企畫課長  
持株會社整理委員會  
秘書記帳濟

一、日本電信電話之事務株式會社所有、財產引渡並譲渡ニ関スル契約及心指示ノ件

一九四七年三月二十五日財連令第一最高司令官覽書

一、趣旨ニ基キテ、首揚會社、電氣通信建設工事、請負業務ヲ通信省ニ移管スルヲ、左記ノ順序ニ従ッテ契約ヲ承認並ニ締結シ、此ノ首揚會社ニ對シテ指示ヲ發令致シテ存シテス。

記

一、通信工匠ト日本電信電話之事務株式會社トノ間ノ契約

委 員 長 官 署 印

裏面白紙

書 議 回

(別紙第一)ノ承認

ニ、委員會指示第四ノ一、號(別紙第二)ノ發令

三、逓信大臣ト委員會ト間ノ契約(別紙第三)ノ締結

以上

持株會社整理委員會

裏面白紙

昭和 年 月 日

東京 麹町区内幸町二丁目一番地  
持株會社整理委員會  
電話銀座(3)三七八〇一二番

(説明)

一、別紙第一、契約書(書簿) 九四七年 三月二十五日付 連合軍

最高司令官覚書(書簿) 四月五日付 赤松會 指示 第二十九号

(指示要旨) 日本電々かソノ所有せる 財産ヲ 政府ニ引渡ス

コトニ關シ 契約ソノ他 具体的 手續ニ 關シテハ 凡テ 各案ニ 依リ

事 前ニ 承認ヲ 受ケルコトノ 趣旨ニ ソツテ 日本電々ノ 意見ヲ 参考トシテ

酌シ 通信者ト 國際電氣 通信ト、向ニ 契約書ヲ 參考トシテ

作成シ、七月一日 通信者 議ヲ 經テ 承認スルガ、次ニ 通信者 議

ヲ 修正シテ、コレヲ 議案トシテ SCAP 申請 請教シテ 同意ス

不案(通信者案) HCC 付の案

第三條 甲は第一條ヲ引渡

期日以後引渡 財産ヲ 使用

第三條を削除す

第四條を第三條とす

裏面白紙

昭和 年 月 日

東 郷町区内幸町二丁目一番地  
持株會社整理委員會  
電話銀座(3)三七八〇―二番

し、且つ甲が兄の費用を負擔し、 乙も此を維持修理する	
第三條 甲は第一條の引渡期 日以後前條による買収完了に至 る間若後引渡財産の使用料	第三條を別條とする
を別に定めるとはし、乙は引 前記の期間中引渡財産に課せ る諸税を課せしむるに同意す	
第六條 乙は甲の承認なく して引渡財産を第三者に譲渡 し貸與し若しくは撤去除却	第七條を第四條 第八條を第五條 第九條を第六條 第十條を第七條 とする。
し他の効力を生ずることを しない	

裏面白紙





昭和 年 月 日

東京 麹町区内幸町二丁目一番地  
持株會社整理委員會  
電話銀座(57)三七八〇—二番

前文中

昭和二十三年四月五日附持株會社整理委員會第二十六号

第一條 七月三十日 第一号 第二号

第一條 乙は本契約書前文記載指示による譲渡を更け七

流勅状発令中、甲の必要と認めらるる状を(以下譲渡状発令と

を以てし、昭和二十三年六月六日、同日七月三日迄は甲に譲渡

す。

第一條 乙は本契約書前文記載指示による譲渡を更け七

流勅(以下譲渡状発令とす)を以てし、昭和二十三年七月三日迄は甲

に譲渡す。

修正の理由は、前文の「」系案作成者ノ指示を指示・閣云々

誤解ヲ訂正シテ、第一條所定ノ譲渡状発令ノ本回譲渡状

裏面白紙

昭和 年 月 日

東京市麹町区内幸町二丁目一番地  
持株會社整理委員會  
電話銀座(57)三七八〇―二番

この手紙別紙第一ノ指不香記載ノ欺差ヲ示ルコトハ明カナリ、右該  
欺差ヲ七月五日甲午(通記名)ニ譲渡スルコトモ同指不香ニ明  
記シテ了ラセラル。

送附書款

別紙第一 通記名、日本電報同業物産會

別紙第二 指不香

別紙第三 通記名、H.C.L.C. 同業物産會

裏面白紙

別紙第一

契約書 (案)

明治二十六年六月

逓信大臣を甲とし日本電信電話工專株式会社を乙として一九四七年三月二十五日附連合軍最高司令官覚書及び一九四七年四月五日附持株會社整理委員會指示第二十六號に基いて乙が現に營んでゐる留氣通信建設工專の請負業務を甲の直營とするに於て甲乙兩者間に次の通り契約する

第一條 乙はその所有にかゝる財産中乙が現に營んでゐる留氣通信建設工專の請負業務を甲の直營とするに必要なる別紙財産(以下引渡財産といふ)を甲に引渡す

第二條 前條の受渡は引渡財産の所在する乙の事業所別に引續調書によつて行ふ

甲は前項の事業所別に當該官吏を派遣して引渡財産に關する乙の諸職簿の提示を受け引渡財産を審査する

第一項の引續調書には引渡財産の管理者名、引渡を受ける當該官吏名

引渡財産の種類、範圍、數量、所在の場所、その他必要な事項を記載する

第三條 甲は第一條の引渡期日以後引渡財産を使用し、且つ甲がその費用を負擔してこれを維持修理する

第四條 甲が持株會社整理委員會から第一條の財産を買收する際の物件内容は第二條の引續調書に基く

第五條 甲は第一條の引渡期日以後前條による買收完了に至る間該引渡財産の使用料を別に定めるところにより乙に支拂ふ

前項の期間中引渡財産に課せられる諸税公課は乙が負擔する

第六條 乙は甲の承諾なくして引渡財産を第三者に譲渡し貸與し出賃し若しは撤去除却しその他の効用を害する行為をしてない

第七條 乙が現に請負施行中の甲の工專にして七月三十一日迄に竣功に至らない工專はこれを打切り竣功とする

第八條 乙を一方の當事者とする諸契約によつて乙が本契約締結の際既に享有する利益で甲が乙の業務を直營するため必要と認められるも

裏面白紙

のについては乙はこれを本契約に定められた条件で甲に提供する  
 第九條 本契約は一九四七年三月二十五日附連合軍最高司令官覺書に基  
 く乙の引渡財産の買収手続並びに従業員採用手続完了の日まで継続す  
 るものとし、その間双方の合意に依らないでは解除し得ない  
 第十條 本契約書に定められた一切の事項は持株會社整理委員會の承認が得  
 られたければその效力を發生しない  
 本契約を變更する場合も亦同様とする  
 右契約の證として本證書二通を作成し甲乙その一通を保有する

昭和二十二年<sup>七月</sup>末<sup>日</sup>

總 信 大 臣 三 木 武 夫

日本電信電話工事株  
 式會社 専務取締役 山 田 久 助

裏面白紙



引續を要する財産

一所有土地

所屬	所在地	用途	坪數	備
本社	東京都港区芝浦一丁目二番地之	事務、倉庫、住宅	四一八・四三	
大阪	大阪市北區中之島七ノ一八	事務倉庫	二七六・六六	
松山	松山市紙屋町二六番地	事務	一〇五・五	
廣島	廣島市仁保新築地乙二〇八	住宅	九〇・〇〇	

二所有建物

本社	東京都港区芝浦一ノ二ノ一	事務、倉庫、住宅	一七六六・七六	二階建
	東京都杉並區上高井戸	倉庫	一〇五・五〇	平家建
	四ノ一〇五	住宅	一一三・五〇	
	横須賀市船越町一三七	住宅	二六・二五	二階建
	東京都大田區新井宿三ノ一六三	住宅	四五・〇〇	平家建
	東京都葛飾區鎌倉町二六六	住宅	八三・五〇	二階建

本社	東京都港区二本榎西町三ノ四	住宅	六四・七五	二階建
名古屋	名古屋市大磯通六ノ二	住宅	一七八・五〇	
大阪	大阪市北區中之島七ノ一八	事務倉庫	四九二・九一	三階建
	布施市大字岸田窪六	住宅	二二・一〇	二階建
廣島	廣島市仁保新築地乙二〇八	倉庫	一一三・九〇	
熊本	熊本市南新坪井町四九	事務倉庫	八〇・〇〇	平家建
仙台	仙台市東二番町五ノ一	事務倉庫	四七・九〇	
	仙台市紙屋下一二〇	住宅	八五・五〇	
金澤	金澤市西町四番地一七	住宅	七三・三〇	二階建
	金澤市又五郎町三六ノ四	住宅	七二・九〇	
松山	松山市紙屋町二六	事務倉庫	一四・七六	
		事務倉庫	三五・一一	平家建

三設備

本社	東京都港区芝浦一ノ二ノ一	事務倉庫	一	平家建
----	--------------	------	---	-----

裏面白紙

裏面白紙

本	名	大	廣	能	仙	札	長	金	松
社	古	阪	島	本	台	幌	野	澤	山
倉庫所在物品									
式									

四工具器具並貯藏物品

一所有土地

引繼を要しない財産

所屬	所在地	用途	坪數	備考
本社	東京都墨田區平井町二ノ二八	倉庫	七九八・三四	倉庫燒失跡
大阪	大阪市大淀區大仁東一丁目一〇六	・	一四四・五八	・
廣島	吳市西河浦七ノ二	・	四八・一五	・
熊本	佐世保市天満町三七	事務	九九・八八	事務所燒失跡

裏面白紙

昭和 年 月 日

持株會社整理委員會  
電話掛號(3)三七八〇一二番

別紙第二

委員會指示第四十二號

昭和二十二年七月三十日

持株會社整理委員會

委員長 逆山忠久

日本電信電話工業株式會社

專務取締役 山田久助殿

讓受財産之關ル指示(第五回)

昭和二十二年四月五日附委員會指示第三十一號ニ基キ

テ昭和二十二年七月五日マデニ別紙記載ノ貴社所有

財產ヲ本委員會ニ讓渡スルコト及ヒ同七月五日ヲ限リテ

ソノ旨有テ左記ノ方法ニテ通信者ニ移管スルコトヲ指示致

シマス。

裏面白紙



昭和 年 月 日

持株會社整理委員會  
電話銀座(57)三七八一―二番

73

一、前該財產ノ占有ヲ逋信者。移置スル際ニハ、逋信大臣ノ  
 派遺スル者該官吏ノ審査ヲ受ケ、引継桐書ニシテテテテ  
 行フモノトスル。

二、若該財產ハソノ占有ヲ移置スルニテノ期間、委託カ保置スル  
 責任ヲ担フモノトスル。

以上

裏面白紙



引渡書

契約書 (案)

信大臣を甲とし、持株會社整理委員會を乙として、昭和二十二年三月二十五日、逓合算最高司令官が日本政府に宛て發した證書の條項を實施し、且つ甲が昭和二十二年七月三十日、持株會社整理委員會指示第一〇二號に規定する財産の引渡を受けるため、甲乙兩者間に次の通り契約する

第一條 乙は本契約書前文記載指示によつて引渡を受けた財産を、~~昭和二十二年七月三十一日~~昭和二十二年七月三十一日までに甲に引渡する。

第二條 甲は日本電信電話工業株式會社が、本契約書前文記載指示に基いて乙のために保管してある財産を、前條の引渡に同會社から引渡を受ける。

第三條 甲は譲渡財産の所在する關係の會社の事業所別に、引續調書により前條の引渡を受ける。

前項の引續調書には譲渡財産の保管者名、引渡を受けた會社官吏名、譲渡財産の種類、数量、所在の場所、その他必要な事項を記載する。甲は第一項の引渡を受けたときには、前項の引續調書と同一事項を記載した譲渡財産の受領書を乙に交付する。

第四條 譲渡財産の對價は乙が本契約書前文記載證書の條項に基いて決定する。

前項の對價には譲渡財産の譲渡期日から對價の支拂期日迄の期間について年六分五厘の割合で計算した利子相當額を含めるものとす。右契約の證として本證書二通を作成し、甲乙その一通を保有する。

昭和二十二年七月三十日

信大臣 三木武夫

持株會社整理委員會 委員長 笹山忠夫

裏面白紙

Handwritten signature or initials

THE HOLDING COMPANY LIQUIDATION COMMISSION

Sawa Building  
No. 1, 2-Chome Uchisaiwaicho  
Kojimachi-ku  
Tokyo

Slip No. 319

Tokyo, 30 July 1947

TO: Mr. E. C. Welsh,  
Chief of Anti-Trust & Cartels Division,  
E S S, G H Q, S C A P

Dear Sir:

We take pleasure in submitting to you the  
undermentioned papers.

in accordance with your request,  
on our own initiative.

Yours respectfully,

for The Holding Company  
Liquidation Commission

Description

Drafts of

- (1) An agreement made on 31st day of July, 1947 between the Minister of Communications and the Japan Telegraph and Telephone Construction.
- (2) HCLC Instructions No. , July 1947  
Subject: Designation of the properties to be transferred.
- (3) An agreement, made on 31st day of July, 1947, between the Minister of Communications and HCLC.

75

裏  
面  
白  
紙

An Agreement, made this 31st day of July, 1947,  
between the Minister of Communications, hereinafter called  
"A", of the one part and the Japan Telegraph and Telephone  
Construction Co., Ltd., hereinafter called "B", of the other  
part:

WHEREAS it is necessary that "A" directly manage the  
contracting business of constructing electric communication  
facilities now operated by "B", in accordance with the  
Memorandum of the Supreme Commander for the Allied Powers,  
AGOC (25 Mar. 47) COS(SOAPIN - 1580), dated 25 March 1947  
and Instructions No. 26 of the Holding Company Liquidation  
Commission, dated 5 April 1947,

NOW, THEREFORE, WITNESSETH that

It is hereby mutually agreed between the said parties  
as follows:

Article 1. "B" shall deliver to "A" out of the properties  
now owned by "B" such communications properties (hereinafter  
called "deliverable or delivered properties") as are necessary  
for placing under "A"'s direct management the contracting  
business for the construction of electric communication  
facilities now operated by "B".

Article 2. The delivery mentioned in the preceding  
Article shall be made by a delivery list classified according  
to "B"'s places of business where the deliverable properties  
are located.

"A" shall despatch competent officials to each place of  
business mentioned in the preceding paragraph to inspect the  
deliverable properties, comparing them with the various books  
to be shown by "B" in respect to the deliverable properties.

裏  
面  
白  
紙

The delivery list mentioned in the first paragraph shall contain the name of the administrator of the deliverable properties, the name of the official who will accept their delivery, the classification, appellation, quantity, and the place where the deliverable properties are located, and other necessary matters concerning them.

Article 3. The articles to be included in the properties mentioned in Article 1 which "A" purchases from the Holding Company Liquidation Commission shall be based on the delivery list provided for in Article 2.

Article 4. Such construction projects of "A" as are being carried on by "B" under contract shall be closed and deemed as completed if they are not completed on or before 31 July 1947.

Article 5. With regard to the benefits which are enjoyed by "B" at the time of the conclusion of this Agreement under various agreements to which "B" is a party, "B" shall offer to "A", on the same terms as those of the contracts concerned, such of the benefits as are deemed necessary for the direct management of "B"'s business by "A".

Article 6. This Agreement shall continue to be effective until the date when the procedures for the purchase of the deliverable properties of "B" and for the employment of its employees in accordance with the Memorandum of the Supreme Commander for the Allied Powers, dated 25 March 1947, shall have been completed, and, pending the completion of these procedures, it shall not be cancelled without mutual consent. 177

Article 7. All matters provided for in this Agreement shall have no effect, unless the approval of the Holding Company Liquidation Commission is obtained. The same shall apply in the case of altering this Agreement.

IN WITNESS whereof, the parties hereto have executed these presents in duplicate on the       th day of       1947, "A" and "B" retaining one copy each.

(Signed) Takeo Miki,  
Minister of Communications

(Signed) Hisanuko Yamada,  
Managing Director,  
Japan Telegraph & Telephone Construction Co., Ltd.



Properties to be taken over.

1. Land

<u>Belonging to</u>	<u>Location</u>	<u>Use</u>	<u>Area (taubo)</u>	<u>Remarks</u>
Head Office	1 of No.2, 1-chome, Shibaaura, Minato-ku, Tokyo.	office, warehouse, residence	4,182.43	
Osaka	18 to 7 Nakanoshima, Kita-ku, Osaka.	office storehouse	276.66	
Matsuyama	No.26 Kaniya-cho, Matsuyama.	office	105.51	
Mireshima	No.108 Otsu, Shin-tsukiji, Niho, Mireshima.	residence	90.00	

2. Buildings

Head Office	1 of No.2, 1-chome, Shibaaura, Minato-ku, Tokyo.	office, warehouse, residence.	1,756.76	2 stories
"	"	warehouse residence	105.50 112.70	1 story
"	"	residence	26.25	2 stories
"	"	residence	49.00	1 story
"	"	"	33.50	2 stories
"	"	"	64.75	2 stories
Nagoya	No.2, 6-chome, Oisodori, Nagoya.	"	170.50	2 stories
Osaka	No.18, 7-chome, Nakanoshima, Kita-ku, Osaka.	office and warehouse	492.21	3 stories

裏  
面  
白  
紙

Osaka	No. 643, Oaza-Kishidado, Fuse.	Residence	22.10	2 stories
Hiroshima	No. 108, Otou, Niho-Shintsuki-ji, Hiroshima.	"	123.90	2 stories
"	" " "	Warehouse	80.00	1 storey
Kumamoto	No. 49, Minami-Shin-tsuboi-machi, Kumamoto.	Office	47.90	1 storey
Sendai	No. 55-1, Higashi-Nibancho, Sendai.	Office and warehouse	85.50	1 storey
"	No. 120, Tamaya-shita, Sendai.	Residence	72.30	2 stories
Kanazawa	No. 17, Yobancho, Nishimachi, Kanazawa.	"	72.90	2 stories
"	No. 36-4, Matagoro-machi, Kanazawa.	"	13.70	2 stories
Matsuyama	No. 26, Kamiya-machi, Matsuyama.	Office and warehouse	25.12	1 storey

3. Equipment.

Head Office	No. 2-1, 1-chome, Shibaura, Minato-ku, Tokyo.	Repair shop equipment	Complete	1 storey
-------------	---	-----------------------	----------	----------

4. Instruments and Appliances.

Head Office Nagoya Osaka Hiroshima Kumamoto Sendai Sapporo Nagano Kanazawa Matsuyama	Stock of articles in the warehouses.	Whole stock
---	--------------------------------------	-------------

裏面白紙

HQIA Instructions No.  
July 1947

To Mr. Hisanaka Yasuda,  
Managing Director of the Japan Telegraph &  
Telephone Construction Co., Ltd.

Subject: Designation of the properties to be  
transferred.

Dear Sir:

Pursuant to HQIA Instructions No. 21, dated 5 April 1947,  
we hereby instruct you to transfer to this Commission on or before  
31 July 1947, such of your properties as are given in the attached  
list, and also to transfer the possession of such properties to  
the Communications Ministry on or before 31 July 1947 according  
to the following method:

1. The transfer of the possession of the properties in  
question to the Communications Ministry shall be  
made after inspection by the officers sent by the  
Minister of Communications and in accordance with  
the list of the properties to be transferred.
2. The responsibility for safe-keeping the properties  
in question shall rest with your company until  
their possession is actually transferred.

Yours truly,

For the Holding Company  
Liquidation Commission

裏  
面  
白  
紙

An agreement, made this 31st day of July 1947, between the Minister of Communications, hereinafter called "A", of the one part and the Holding Company Liquidation Commission, hereinafter called "B", of the other part,

WHEREAS it is necessary to implement the clauses contained in the Memorandum of the Supreme Commander for the Allied Powers, ACOO4 (25 Mar. 47) COM(SOAFER - 1530), dated 25 March 1947 and also to realize "A"'s acceptance of the delivery of the properties provided for in Instructions No. 42 of the Holding Company Liquidation Commission, dated 30 July 1947,

NOW, THEREFORE, WITNESSETH that

it is hereby mutually agreed between the said parties as follows:-

Article 1. On the day of 31 July 1947 inclusive, "B" shall transfer to "A" the properties which "B" has taken over by virtue of the afore-said Instructions, (hereinafter called "transferred properties")

Article 2. During the period mentioned in the preceding paragraph "A" shall accept from the Japan Telegraph & Telephone Construction Co., Ltd. the delivery of the transferred properties which that company is keeping in custody on behalf of "B" in accordance with the afore-said Instructions.

Article 3. "A" shall accept the delivery provided for in the preceding article by the delivery list classified according to the places of business of the company mentioned in the preceding article, where the transferred properties are located.

The delivery list mentioned in the preceding paragraph shall contain the name of the custodian, the name of the official who accepted the delivery, the classification, appellation, quantity, and the location of the transferred properties, and other necessary matters.

Upon acceptance of the delivery provided for in the first paragraph, "A" shall hand over to "B" the receipt for the transferred properties, which shall contain the same particulars as those of the delivery list mentioned in the preceding paragraph.

Article 4. "B" shall determine the price of the transferred properties in accordance with the clauses contained in the afore-said Memorandum. This price shall include interest computed at the rate of 6.5% per annum for the period from the date of transfer to the date of payment.

In attestation whereof, the parties hereto have executed these presents in duplicate on this 31st day of July 1947, "A" and "B" retaining one copy each.

(Signed) Takeo Siki,  
Minister of Communications

(Signed) Tadao Masayama  
Chairman,  
Holding Company  
Liquidation Commission

裏  
面  
白  
紙



An agreement, made this           th day of           , 1947  
between the Minister of Communications, hereinafter called  
"A", of the one part and the Japan Telegraph and Telephone  
Construction Co., Ltd., hereinafter called "B", of the other  
part:

WHEREAS it is necessary that "A" directly manage the  
contracting business of constructing electric communication  
facilities now operated by "B", in accordance with the  
Memorandum of the Supreme Commander for the Allied Powers,  
SCAP (25 Mar. 47) COM (SCAPIN - 1580), dated 25 March 1947  
and Instruction No. 26 of the Holding Company Liquidation  
Commission, dated 5 April 1947,

AND WHEREAS "A" and "B" have agreed that

It is hereby mutually agreed between the said parties  
as follows:-

Article 1. "B" shall deliver to "A" out of the properties  
now owned by "B" such communication properties (hereinafter  
called "deliverable or delivered properties") as are necessary  
for placing under "A"'s direct management the contracting  
business for the construction of electric communication  
facilities now operated by "B".

Article 2. The delivery mentioned in the preceding  
article shall be made by a delivery list classified according  
to "B"'s places of business where the deliverable properties  
are located.

"A" shall despatch competent officials to each place of  
business mentioned in the preceding paragraph to inspect the  
deliverable properties, comparing them with the various books  
to be shown by "B" in respect to the deliverable properties.

裏  
面  
白  
紙

The delivery list mentioned in the first paragraph shall contain the name of the administrator of the deliverable properties, the name of the official who will accept their delivery, the classification, appellation, quantity, and the place where the deliverable properties are located, and other necessary matters concerning them.

~~Article 3. After the date of the delivery provided for in article 1, "A" shall use the delivered properties and maintain and repair them at "B"'s own expense.~~

Article 2. The articles to be included in the properties mentioned in article 1 which "A" purchases from the Holding Company Liquidation Commission shall be based on the delivery list provided for in article 2.

~~Article 5. "A" shall pay to "B" rent, at a rate to be determined elsewhere, for the said delivered properties for the period beginning from the date of delivery to the date of purchase.~~

~~Various taxes and public imposts levied on the said delivered properties during the period mentioned in the preceding paragraph shall be borne by "B".~~

~~Article 6. Without "A"'s consent "B" shall not transfer or lend the said delivered properties to any third party, or invest or remove them, or perform other acts which will impair their utility.~~

Article 4. Such construction projects of "A" as are being carried on by "B" under contract shall be closed and deemed as completed if they are not completed on or before 31 July 1947.

Article 5. With regard to the benefits which are enjoyed by "B" at the time of the conclusion of this agreement, under various agreements to which "B" is a party, "B" shall offer to "A", on the same terms as those of the contracts concerned, such of the benefits as are deemed necessary for the direct management of "B"'s business by "A".

Article 6. This agreement shall continue to be effective until the date when the procedure for the purchase of the deliverable properties of "B" and for the employment of its employees in accordance with the Memorandum of the Japanese Commander for the Allied Powers, dated 25 March 1947, shall have been completed, and, pending the completion of these procedures, it shall not be cancelled without mutual consent.

Article 7. All matters provided for in this agreement shall have an effect, unless the approval of the Civil Company Liquidation Commission is obtained. The same shall apply in the case of altering this agreement.

IN WITNESS whereof, the parties hereto have executed these presents in duplicate on the \_\_\_\_\_th day of \_\_\_\_\_, 1947, "A" and "B" retaining one copy each.

(Signed) Takeo Miki,  
Minister of Communications.

(Signed) Hisaoka Yamada,  
Managing Director,  
Japan Telegraph & Telephone Construction Co., Ltd.

裏面白紙

Properties to be taken over.

1. Land

<u>Belonging to</u>	<u>Location</u>	<u>Uses</u>	<u>Area(tsubo)</u>	<u>Remarks</u>
Head Office	1 of No.2, 1-chome, Shibaura, Minato-ku, Tokyo.	Office, warehouse, residence.	4,182.43	
Osaka	18 of 7 Nakanoshima, Kita-ku, Osaka.	Office storehouse	276.66	
Matsuyama	No.26 Kamiya-cho, Matsuyama.	Office	105.51	
Hiroshima	No.103 Ota, Chin-chikuchi, Hiho, Hiroshima.	Residence	93.00	†

2. Buildings

Head Office	1 of No.2, 1-chome, Shibaura, Minato-ku, Tokyo.	Office, warehouse, residence.	1,766.76	2 stories
" "	1054 of No.4 Kami-Takaido, Taganami-ko, Tokyo.	Warehouse residence	105.50 112.50	1 storey 1 storey
" "	No.137 Funakoshi-cho, Kokosuka.	Residence	26.25	2 stories
" "	No.1631, 2-chome, Arai-juku, Ota-ku, Tokyo.	Residence	45.00	1 storey
" "	No.200, Masakura-cho, Katsushika-ku, Tokyo.	"	83.50	2 stories
" "	No.4, 3-chome, Nihon-ochi, Nishimechi, Minato-ku, Tokyo.	"	64.75	2 stories
Nagoya	No.2, 6-chome, Sinsodori, Nagoya.	"	178.50	2 stories
Osaka	No.18, 7-chome, Nakanoshima, Kita-ku, Osaka.	Office and warehouse	492.91	3 stories

裏  
面  
白  
紙

Osaka	No.643, Oaza-Kishidado, Fuso.	Residence	22.10	2 stories
Hiroshima	No.108, Otsu, Niho-Shintsukiji, Hiroshima.	"	123.90	2 stories
"	" " "	Warehouse	80.00	1 storey
Kumamoto	No.49, Minami-Shintsuboi-machi, Kumamoto.	Office	47.90	1 storey
Sendai	No.55-1, Higashi-Nibancho, Sendai.	Office and warehouse.	85.50	1 storey
"	No.120, Tamaya-shita, Sendai.	Residence.	72.30	2 stories
Kanazawa	No.17, Yobancho, Ashimachi, Kanazawa.	"	72.90	2 stories
"	No.36-4, Satagoro-machi, Kanazawa.	"	13.70	2 stories
Matsuyama	No.26, Kaniya-machi, Matsuyama.	Office and warehouse.	25.12	1 storey

3. Equipment.

Head Office	No.2-1, 1-chome, Chibaara, Minato-ku, Tokyo.	Repair shop equipment.	Complete	1 storey
-------------	--	------------------------	----------	----------

4. Instruments and Appliances.

Head Office	Stock of articles in the warehouses.	Whole stock
Nagoya		
Osaka		
Hiroshima		
Kumamoto		
Sendai		
Sapporo		
Hagano		
Matsuyama		

裏面白紙



Properties not required to be transferred.

Head Office	No.2-28, 3-chome, Nirai-cho, Sumida-ku, Tokyo.	Warehouse	798.34	warehouse burnt down.
Osaka	No.106, 1-chome, Chi-higashi, Hyodo-ku, Osaka.	"	144.58	" "
Hiroshima	No.2, 7-chome, Ashikawadori, Arita.	"	78.15	" "
Kyushu	No.37, Sena-cho, Sasebo.	Office	99.98	Office burnt down.

裏  
面  
白  
紙

HCLC Instructions No. 22

31 July 1947

To Mr. Hisasuke Yamada,  
Managing Director of the Japan Telegraph &  
Telephone Construction Co., Ltd.

Subject: Designation of the properties to be  
transferred.

Dear Sir:

Pursuant to HCLC Instructions No. 21, dated 5 April 1947,  
we hereby instruct you to transfer to this Commission on or before  
31 July 1947, such of your properties as are given in the attached  
list, and also to transfer the possession of such properties to  
the Communications Ministry on or before 31 July 1947 according  
to the following method:

1. The transfer of the possession of the properties in  
question to the Communications Ministry shall be  
made after inspection by the officers sent by the  
Minister of Communications and in accordance with  
the list of the properties to be transferred.
2. The responsibility for safe-keeping the properties  
in question shall rest with your company until  
their possession is actually transferred.

Yours truly,

For the Holding Company  
Liquidation Commission

裏  
面  
白  
紙

- \* -

An Agreement, made this           th day of           1947,  
between the Minister of Communications, hereinafter called  
"A", of the one part and the Holding Company Liquidation  
Commission, hereinafter called "B", of the other part.

WHEREAS it is necessary to implement the clauses  
contained in the Memorandum of the Supreme Commander for the  
Allied Powers, AGCO4 (25 Mar. 47)CCS(SCAFIN - 158C), dated  
25 March 1947 and also to realize "A"'s acceptance of the  
delivery of the properties provided for in Instructions No. 42  
of the Holding Company Liquidation Commission, dated 30 July  
1947,

NOW, BEFORE, WITNESSETH that

It is hereby mutually agreed between the said parties  
as follows:-

Article 1. *On the day of*  
~~In the period between 6 June 1947 and 31 July~~  
1947 inclusive, "B" shall transfer to "A" the properties which  
"B" has taken over by virtue of the afore-said Instructions.  
(hereinafter called "transferred properties")

Article 2. *On the day*  
During the period mentioned in the preceding  
paragraph "A" shall accept from the Japan Telegraph & Telephone  
Construction Co., Ltd. the delivery of the transferred properties,  
which that company is keeping in custody on behalf of "B" in  
accordance with the afore-said Instructions.

Article 3. "A" shall accept the delivery provided for  
in the preceding article by the delivery list classified  
according to the places of business of the company mentioned in  
the preceding article, where the transferred properties are  
located.

裏  
面  
白  
紙

The delivery list mentioned in the preceding paragraph shall contain the name of the custodian, the name of the official who accepted the delivery, the classification, appellation, quantity, and the location of the transferred properties, and other necessary matters.

Upon acceptance of the delivery provided for in the first paragraph, "A" shall hand over to "B" the receipt for the transferred properties, which shall contain the same particulars as those of the delivery list mentioned in the preceding paragraph.

Article 4. "B" shall determine the price of the transferred properties in accordance with the clauses contained in the afore-said Memorandum. This price shall include interest computed at the rate of 6.5% per annum for the period from the date of transfer to the date of payment.

IN WITNESS whereof, the parties hereto have executed these presents in duplicate on this        th day of        1947, "A" and "B" retaining one copy each.

(Signed) Takeo Miki,  
Minister of Communications

(Signed) Tadao Sasayama  
Chairman,  
Holding Company  
Liquidation Commission

裏  
面  
白  
紙

委員會指示第四十二號

昭和二十二年七月三十日

持株會社整理委員會

委員長

笹山

忠

夫

日本電信電話工事株式會社  
專務取締役 山田久助 殿

讓受財産ニ關スル指示ノ件 (第五回)

昭和二十二年四月五日附委員會指示第二十一號ニ基イテ昭和二十二年七月三十一日マデニ別紙記  
載ノ貴社所有財産ヲ本委員會ニ讓渡スルコト及ビ同七月三十一日ヲ限ツテソノ占有ヲ左記ノ方法  
ニヨツテ遞信省ニ移管スルコトヲ指示致シマス

記

- 一 當該財産ノ占有ヲ遞信省ニ移管スル際ニハ遞信大臣ノ派遣スル官吏ノ實査ヲ受ケ引繼調書ニヨ  
ツテ引渡シヲ行フモノトスル
- 二 當該財産ハソノ占有ヲ移管スルマデノ期間貴社ガ保管スル責任ヲ有スルモノトスル。



契

約

書

裏面白紙

逓信大臣を甲とし日本電信電話工事株式会社を乙として一九四七年三月二十五日附連合軍最高司令官覺書及び一九四七年四月五日附持株會社整理委員會指示第二十六號に基いて乙が現に營んでゐる電氣通信建設工事の請負業務を甲の直營とするに於いて甲乙兩者間に次の通り契約する

第一條 乙はその所有にかゝる財産中乙が現に營んでゐる電氣通信建設工事の請負業務を甲の直營とするに必要なる別紙財産（以下引渡財産といふ）を甲に引渡す

第二條 前條の受渡は引渡財産の所在する乙の事業所別に引繼調書によつて行ふ

甲は前項の事業所別に當該官吏を派遣して引渡財産に關する乙の諸帳簿の提示を受け引渡財産を審査する

第一項の引繼調書には引渡財産の管理者名、引渡を受ける當該官吏名、引渡財産の種類、範圍、數量、所在の場所、その他必要な事項を記載する

第三條 甲が持株會社整理委員會から第一條の財産を買収する際の物件内容は第二條の引繼調書に基く

第四條 乙が現に請負施行中の甲の工事にして七月三十一日迄に竣功に至らない工事はこれを打ち切り竣功とする

第五條 乙を一方の當事者とする諸契約によつて乙が本契約締結の際現に享有する用益で甲が乙の業務を直營するため必要と認められるものについては乙はこれを當該契約に定める同一の條件で甲に提供する

第六條 本契約は一九四七年三月二十五日附連合軍最高司令官覺書に基く一切の手續完了の日まで繼續するものとし、その間双方の合意に依らないでは解除し得ない

第七條 本契約書に定めた一切の事項は持株會社整理委員會の承認が得られなければその效力を發生しない  
本契約を變更する場合も亦同様とする

右契約の證として本證書二通を作成し甲乙その一通を保有する  
昭和二十二年七月三十一日

逓信大臣 三木武夫

日本電信電話工事株式會社 專務取締役 山田久助

裏面白紙

契

約

書

裏面白紙

97



逓信大臣を甲とし、持株會社整理委員會を乙として、昭和二十二年三月二十五日、逓信軍務局長司令官が日本政府に宛て發した覺書の内容を實施し、且つ甲が昭和二十二年七月三十日持株會社整理委員會指示第四十二號に規定する財産の引渡を受けるため、甲乙兩者間に次の通り契約する

第一條 乙は本契約書前文記載指示によつて譲渡を受けた財産（以下譲渡財産といふ）を昭和二十二年七月三十一日に甲に譲渡する。

第二條 甲は日本電信電話工業株式會社が、本契約書前文記載指示に基いて乙のために保管してゐる譲渡財産を、前條の譲渡期日に同會社から引渡を受ける。

第三條 甲は譲渡財産の所在する前條の會社の事業所別に、引繼關係により前條の引渡を受ける。

前項の引繼關係には譲渡財産の保管者名、引渡を受けた當該官吏名

譲渡財産の種類、数量、所在の場所、その他必要な事項を記載する

甲は第一項の引渡を受けたときは、前項の引繼關係と同一事項を記載した譲渡財産の受領書を乙に交付する。

第四條 譲渡財産の對價は乙が本契約書前文記載覺書の條項に基いて決定する。

前項の對價には譲渡財産の譲渡期日から對價の拂期日迄の期間に於いて年六分五厘の割合で計算した利子並當額を含めるものとする。

右契約の證として本證書二冊を作成し、甲乙その一冊を保有する。

昭和二十二年七月三十一日

逓信大臣 三木武夫

持株會社整理委員會長 山田忠夫

原本不明瞭

裏面白紙



引 續 豫 定 財 産 調 査

日 本 電 信 電 話 工 事 株 式 會 社

99

裏 面 白 紙



積物明細書

所屬	所在地	用途	坪数	帳簿價額
本社	東京都港区芝浦一ノ二ノ一	事務所倉庫	七六六七六	一八七八五九九
	東京都杉並区上高井町一〇五四	倉庫	一〇五五〇	一二一八四五五
	東京都大田区新井町二ノ六三三	住宅	五〇〇〇	一五〇九二一
	東京都葛飾区新小岩六六	住宅	五八八七	一五〇八二九九
	東京都葛飾区本郷六四	住宅	八三五〇	一五〇九二九九
	東京都葛飾区本郷六四	住宅	六四七五	一〇〇〇〇〇〇
	名古屋市大須町六ノ三	事務所倉庫	一六八五〇	三五八八六四三
	大阪府東淀川区中之島一ノ一八	住宅	四九二九一	一四六六〇〇〇
	大阪市大字岸田六三三	住宅	三三〇	一〇七〇九九
	廣島市仁保町字那	倉庫	一三三九〇	一〇六七九三〇
廣島市仁保町新築地一〇八	倉庫	八〇〇〇	五九六五〇〇〇	
熊本	熊本市南新井町四九	工場	四七九〇	五二一〇〇九一
仙石	仙台市東二番丁五五ノ一	事務所倉庫	八五五〇	一四六六六三〇
金澤	仙台市尾花町一五〇	住宅	七二二〇	一三三〇〇〇〇
金澤	金澤市南町四番丁五七	住宅	七二九〇	一〇〇〇〇〇〇
松山	金澤市又五郎町六ノ一	事務所倉庫	二二二九	一六六一〇〇〇
松山	松山市北町四番	事務所倉庫	二二二五	一四〇二一八〇
廣島	吳南町	住宅	二二二五	一四〇二一八〇
計	廣島市仁保町新築地一〇八	車庫	一〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇

裏面白紙



(備考)

右明細簿の價額は限額價額です。引續の場合は相當の變更があります。

所屬	摘要	帳簿	價額	備考
本 社				
名 古 屋				
大 阪				
廣 島				
熊 本				
仙 台				
札 幌				
長 野				
金 澤				
松 山				
	所在動産一式		一三一五八六八五	

動産(機械、工具、器具並貯藏物品)明細簿

裏面白紙

登

書

103



日本電信電話工業株式会社（以下会社といふ）の通信業務運営の政府移管に際し六月二日逓信次官の会社従業員に提示した受入条件の實施を迅速且つ圓滿に行ふため逓信大臣、会社、全逓信従業員組合及会社従業員組合の四者は此の議書を取交しこれを實行する

一 逓信大臣は会社の整理精算事務に従事する者として会社が指定した従業員を採用を次により取扱ふ

(1) 採用時期は本人擔當事務終了直後とする

(2) 採用条件は前文受入条件と同一とする

二 逓信大臣及び会社は、社従業員中未復員者及び未歸還者を次により取扱ふ

(1) 会社の整理精算事務終了迄は会社に於て現行の待遇を與へる

(2) 会社の整理精算事務終了前に復員又は歸還した者は前文受入条件と同一条件で逓信省に採用する

(3) 会社の整理精算事務終了迄に復員及歸還しない者には終了時会社に

現行の内規により退職金を支拂ひ復員又は歸還した時逓信省に採用する

但しこの場合は申入条件中の丙を除く

三 逓信大臣は參學中の会社従業員を逓信従業員の參學者と同等に待遇する

四 逓信大臣は逓信省に採用した会社従業員の身分の本格的決定の時期を迅速且つ極力全員を同時にする

五 会社は逓信省に採用された従業員の身分の本格的決定の際官吏に任用されない者については会社現行内規による退職金を支拂ふ

但しそれによつて受入条件の甲、乙の適用に變りがない

六 逓信大臣は会社から逓信省に採用された従業員の中元会社の社宅に現に居住する者の居住はそのまま認める

七 昭和二十二年六月六日以降会社従業員中逓信省に採用される者は採用年月日を以て全逓信従業員組合に加入する

八 会社は全逓信従業員組合に對し会社の整理精算期間中左の事項に關

裏面白紙

する団体交渉権を認める

(1) 会社残留者の處理

(2) 給與の處理

(3) 退職金の處理

(4) 其他会社の通信業務移運營の政府移管に關する事項

本覺書は正本四通を作製し、關係營業者が各一通を保管する

昭和二十二年六月五日

總 務 大 師

日本電信電話工事株式  
会社 専務取締役

全通信従業員組合中央  
執行委員 長

日本電信電話工事株式  
会社 従業員組合 長

裏面白紙

昭和二十二年六月三十日

東京都港区芝浦一丁目二番地ノ一  
日本電信電話工事株式会社  
専務取締役 山田久助

持株會社整理委員會  
委員長 笹山忠夫 殿

職員移管狀況報告

弊社業務の遞信省へ吸収に伴ふ職員の移管狀況左記の通りにつき御報告  
申し上げます

記

場別	五月末現在員	六月六日附移管済人員	七月一日附移管見込人員	八月二日附移管見込人員
本 社	六八九	一九四	一八一	三二四
東京支店	九七	二	〇	九五
名古屋支店	一〇五	〇	〇	一〇五
大阪支店	一六八	〇	四四	一三四
廣島支店	一七九	〇	一三六	一四三
熊本支店	一一〇	〇	〇	一一〇
仙台支店	七二	〇	一一	六一
札幌支店	四一	〇	〇	四一
長野出張所	四九	〇	〇	四九
金澤出張所	一七	〇	〇	一七
松山出張所	三〇	〇	一七	一三
計	一、五五七	一九六	三九七	九六二

附考  
移管見込者事前に退職するものがある為多少の異動あるものとす  
1539  
本係  
47  
八七三

裏面白紙

第四第 352 號  
 起案 昭和 22 年 7 月 10 日  
 決裁 昭和 年 月 日  
 備考

回 議 書

委員長	監督委員	關係
	常務委員	部長
一、日本電氣關係契約書之關係件 遞信者多 二、遞信者、日本電氣關係契約書案(如次) 三、遞信者、日本電氣及日本電氣株式會社關係契約書案(如次) 四、在案及全遞信者會社關係契約書案(如次) 五、在案之電氣遞信者之說明及希望事項(如次)之通達 一、本契約書及電書(七月一日)之會議(如次)之通達 二、H.C.L.C.ノ業況(如次)之通達(如次)	所管 部長	所管 部長
	係	係

秘書課長  
 企畫課長  
 持株會社整理委員會

裏面白紙



持株會社整理委員會

得る調印ヲシテト思フ。而亦各派親ト交ハ。

二、本會トシテハ七月申ウ中ニ調印欲シキト考ヘル。

三、本業ハ大体 同僚電氣ノ場合ニ準據シテ作ラケモノ  
 テんガ左記ノ點ガ異シ。

(一)「流動資産」ハ「即産」ニ含メ。 即産不即産ノニ本  
 建シテイ意見デシタ。 H. C. L. C. / 業記ガアハ 契約書

②「流動資産」ハ「即産」ニ改メテイ

(二)不即産ハ金額計表止ニタイタノ 即産ト一端ニ  
 廢却ヲ要スルニト、シタ。

四、契約書①附表ノ「引継ヲ要シタイ財産」ハ本會ノ  
 見込デアラテ 未分地方債債向ノ意向ハ「ア」ヲイフナ。 近ク  
 全同進債向 工務部長命成ガ見込ニ 附議ソテ 研

裏面白紙



書 議 回

持株會社整理委員會

宛る積少くも若干変更ヲ是ルヤモ知レズ

五、日本電氣より吸収する地方ノ信託員ハ地方遞信局

ニ入り全遞信事業を以て加入する。定額③ニ元全

遞信事業を以て朝印ヲトル必要ガ見ト考ヘル。

六、本業ハ未分年ハ又ハ何等連絡シテ存ナシ。其又事業ニ

出率ヲ存ナシ。

以。

( 3 )

裏面白紙



遞第三四三號

昭和二十二年五月二十日

遞 信 次 官

日本電信電話工事株式會社社長  
山 本 廣 殿

日本電信電話工事株式會社接收にやいほ

昭和二十二年三月二十五日連合軍最高司令官からの日本電信電話工事株式會社清算覺書に基き別紙接收要綱によつて貴社業務の接收をすることにしたから了知せられたい。  
なお前記要綱の實施に伴ふ過渡期の暫定措置については目下考究中である  
かたし了知せられたい。  
本件は各遞信局長へも別途通知済である。

裏面白紙

日本電信電話工事株式会社接收要綱

逓信省

日本電信電話工事株式会社接收要綱は左による。

一日本電信電話工事株式会社で施行中の電気通信施設工事は七月末日で逓信省が引き継ぎ直營で施行する。

二前二項の實行機關として、東京に逓信省電気通信施設事務所（假稱）を五月中に新設する。

但し逓信省電気通信施設事務所の地方機關は別に設置しないで、各逓信局工務部工事課を増強してこれに擔當させる。

三第一項の實施に必要な同社所有の財産は持株整理委員會を通じて買収する。

四逓信省電気通信施設事務所の要員は、工務局建設員と日本電信電話工事株式会社本社員を主体として構成し、逓信局工務部工事課増強の要員は、所在の日本電信電話工事株式会社支店又は出張所員をこれに充てる。

五第一項の實施に必要な會社の職員であつて採用の申込みを受諾した者は

差當り同社に勤務してゐた當時の待遇で囑託として受入れ出來るだけ速やかに公正な待遇で官更、雇員等に改める。

六日本電信電話工事株式会社業務及び要員の受入れは、六月上旬から開始して七月末日迄に完了させる。

七以上各項の實施についての細目は別途協議する。



逕 信 次 官  
鈴 木 恭 一

日本電信電話工事株式会社

取締役社長 山 本 廣 殿

日本電信電話工事株式会社職員受入について

昭和二十二年三月二十五日連合軍最高司令官からの電書に基き、六月二日建  
第三四二號で申入れた首題の件は、次のような條件で逕信省に採用した。か  
ら其の旨全社員に傳達せられ各個人の承諾の有無をとりまとめ回報せられた

So

記

甲、身分及び給與

一、暫定措置

(一)身分は囑託とする。但し、資金前渡官吏及び物品出納官吏となるべき者

は、直ちに本官に任用する。

(二)給與

A 囑託の身分の者については、次の方法により差し向き、昭和二十二  
年三月二十五日現在における會社の給與額と同一額を支給する。

(イ)昭和二十二年三月二十五日現在の會社の本給を囑託手當とする。

(ロ)附加給(臨時勤務地手當及び臨時家族手當等)の種類、支給標準  
金額は、會社の現行のものによる。

B 直ちに本官に任用する者については、昭和二十二年三月二十五日現  
在における會社の給與額を下らないよう本俸及び附加給を定める。

(三)官廳職員の新俸給の決定に伴い出来るだけ速かに官廳職員の新俸給と  
睨み合せて、囑託手當を改定し同時に附加給の種類、支給標準及び支  
給金額をも官廳職員と同一にする。

直ちに本官に任用した者についても、右により本俸を改定する

(四)前項の給與の改定に當つては、各個人の経歴、會社における勤務期間



等に應じ、同人が官廳に勤務していたならば、受くべき手當額又は俸給を給するものとする。

(田)前項の給與の改定は、遞信省に採用の日にかかのほつて、實施するごととし、改定後の給與額と、(一)に依る暫定給與額との差額は、精算するものとする。

### 三、本格的措置

豫算及び官制施行の上は、速かに次の措置を講ずる。

(一)身分は、各個人の經歷、會社における地位並びに勤務期間に應じ、同人が官廳に勤務していたならば、與へらるべき官吏、雇員等の身分を附與する。

職階については、會社における現在のものを極力尊重する。

(二)給與は、暫定措置の(三)及び(四)によつて、定められた囑託給に應じて本俸及び本給を定める。

### 乙、勤務場所及び勤務條件

勤務場所は、從來の會社の事業所とするが、特殊な者は、從來の遞信省の各部署において勤務する場合もある。

勤務條件(勞働時間、休日、休暇及びこれに附屬する給與)は、遞信省の現行のものによる。

### 丙、退職金(恩給退職手當等)

退職金については、連合軍最高司令官囑書に定めてある、前任特權の趣旨に基いて、適正な措置を政府にをいて請する。

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

監  
字  
37  
2

信  
口  
社  
工  
事  
令  
火  
山

2016

国立公文書館	
分類	持株
排架番号	3 B
	13-10
	2016



